

臨床医学委員会分科会の設置について

分科会等名： 臨床ゲノム医学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	内閣総理大臣が本部長を務める健康・医療戦略本部、及び関連省庁全てが参画する健康・医療戦略推進会議において、2014年7月に、「健康・医療戦略」が閣議決定された。この中で、ゲノム医療の実現に向けた基盤整備や取組の推進が掲げられ、2015年1月には、ゲノム医療を実現するための取組を関係府省・関係機関が連携して推進するために、健康・医療戦略推進会議の下に、「ゲノム医療実現推進協議会」が設置され、2015年6月に「ゲノム医療実現に向けた診療・研究体制（概念図）案」を公表した。さらに、2017年5月に「医療実装に資する課題への取組状況」が報告され、ゲノム情報を医療応用していくための種々の取組が開始されている。 現在、日本学術会議では基礎生物委員会に「遺伝学分科会」と「ゲノム科学分科会」が設けられているが、ゲノム医療実現推進のためには、臨床医学委員会に「臨床ゲノム医学分科会」を設置し、基礎科学、基礎医学に留まらない臨床の場における遺伝学、ゲノム学のあり方を検討することが必要であり、これは時代の要請とも言える。特に、臨床遺伝医学は既存の診療科や専門領域の枠組みを超えた横断的な視点で考える必要があり、その意味でも様々な領域の識者によって構成される日本学術会議が果たせる役割は大きい。
4	審議事項	ゲノムファーストになりつつある医学・医療のあり方に係る審議に関すること
5	設置期間	平成30年1月25日～平成32年9月30日
6	備考	※24期にて初設置